

平成30年 渡嘉敷村議会会議録

第8回定例会（12月12日～13日）

2日間

渡嘉敷村議会

目 次

平成30年第8回定例会（12月12日）（1日目）

平成30年第8回渡嘉敷村議会定例会会期日程	1
出席議員	2
議事日程第1号	3
日程第1 会議録署名議員の指名	4
日程第2 会期の決定	4
日程第3 議長諸般の報告	4
日程第4 村長行政報告	5
日程第5 一般質問	6
日程第6 同意第4号 渡嘉敷村教育委員会教育長の任命について	37
日程第7 議案第43号 渡嘉敷村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	38
日程第8 議案第44号 渡嘉敷村航路事業特別会計財政調整基金条例について	38
日程第9 議案第45号 渡嘉敷村青少年旅行村施設使用料徴収条例の一部を改正する条例 について	40
日程第10 議案第46号 平成30年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第3号)について	41
日程第11 議案第47号 平成30年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第4号)について	44
日程第12 議案第48号 平成30年度渡嘉敷村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) について	45
日程第13 議案第49号 平成30年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)に ついて	46
日程第14 議案第50号 平成30年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)に ついて	47
日程第15 議案第51号 平成30年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第3号)に ついて	48
日程第16 発議第3号 「辺野古米軍基地建設のための埋め立ての賛否を問う県民投票条例」 に反対し、一日も早い普天間飛行場の危険性の除去及び閉鎖・返還 を求める意見書について	49

平成30年

第8回渡嘉敷村議会定例会

第1日目

12月12日

平成30年第8回渡嘉敷村議会（定例会）会期日程

会期 1 日間
 自 平成30年12月12日
 至 平成30年12月12日

月 日	曜 日	区 分	日 程
12月12日	水	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議長諸般の報告 村長行政報告 村長施政方針 一般質問 同意第4号 議案第43号、議案第44号、議案第45号 議案第46号、議案第47号、議案第48号 議案第49号、議案第50号、議案第51号 発議第3号

平成30年第8回渡嘉敷村議会定例会は
平成30年12月12日(水)午前10時00分に
渡嘉敷村議会議場に招集された。

会期2日間
1日目

議員の出欠別

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	與那嶺 雅 晴	出	5	座間味 満	出
2	国 吉 栄 治	出	6	當 山 清 彦	出
3	新 垣 一 史	出	7	玉 城 保 弘	出
4	宮 平 鉄 哉	欠			

出席議員6名

会議録署名議員 5番 座間味満議員 6番 當山清彦議員

職務のため会議に出席した者の職氏名 議会事務局長 新里武広

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
村 長	座間味 秀 勝	経済建設課長	新 垣 聡
副 村 長	大 城 良 孝	教育課長	小 嶺 国 士
教 育 長		民生課長	金 城 満
総務課長	神 里 敏 明	船舶課長	我喜屋 元 作
会計課長	宇 野 昭 子	商工観光課長	玉 城 広 喜

終了：12月12日(水曜日)午後2時43分

平成30年第8回渡嘉敷村議会定例会議事日程

平成30年12月12日（水） 午前10時開議

会議に付した事件は次のとおりである。

(第1号)

日程	事件番号	件名
第1		会議録署名議員の指名について
第2		会期の決定について
第3		議長諸般の報告
第4		村長行政報告
第5		一般質問について
第6	同意第4号	渡嘉敷村教育委員会教育長の任命について
第7	議案第43号	渡嘉敷村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第8	議案第44号	渡嘉敷村航路事業特別会計財政調整基金条例について
第9	議案第45号	渡嘉敷村青少年旅行村施設使用料徴収条例の一部を改正する条例について
第10	議案第46号	平成30年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第3号)について
第11	議案第47号	平成30年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第4号)について
第12	議案第48号	平成30年度渡嘉敷村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について
第13	議案第49号	平成30年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
第14	議案第50号	平成30年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について
第15	議案第51号	平成30年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
第16	発議第3号	「辺野古米軍基地建設のための埋め立ての賛否を問う県民投票条例」に反対し、一日も早い普天間飛行場の危険性の除去及び閉鎖・返還を求める意見書について

○ 玉城保弘議長

おはようございます。

ただいまから、平成30年第8回渡嘉敷村議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配布した日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番座間味満議員、6番當山清彦議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月13日までの2日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。従って、会期は、本日から12月13日までの2日間に決定いたしました。

日程第3、議長の諸般の報告を行います。

月例出納検査の結果報告について、地方自治法第235条の2第3項の規定により、村監査委員から平成30年9月分、10月分、11月分の月例出納検査の結果報告があります。議員控室に配置をし、閲覧できるようにしてありますので、ご参考にしてください。

それでは9月定例会以降の会務報告を行います。

9月19日、村主催敬老会に議長、議員が出席をしております。

9月27日、渡嘉敷村議会議員が任期満了となっております。

9月28日、平成30年第7回渡嘉敷村議会臨時議会が開催されております。

これは、一般選挙最初の初議会となっております。

10月3日、渡嘉敷幼稚園・小中学校運動会に応援激励のため議員が出席しております。

10月9日、故翁長雄志元沖縄県知事県民葬に議長が参列しております。

10月10日、沖縄県町村議会議長会定例会に議長、局長が出席しております。

10月11日、沖縄県離島振興市町村議会議長会臨時会に議長、局長が出席しております。

10月12日、沖縄県町村議会議員、事務局職員研修会・交流会に全議員、局長が出席しております。

10月13日、阿波連小学校運動会に応援激励の為、議員が出席されています。

10月19日、議会事務局職員研修会に事務局長が出席しております。

10月29日、平成30年10月南部広域市町村圏事務組合議会定例会に議長が出席しております。

10月31日、南部広域行政組合議会定例会に議長が出席をしております。

11月6日、渡嘉敷幼稚園・小中学校学習発表会に議員が出席しております。

11月8日、渡嘉敷村長選挙当選証書付与式に出席し、議会を代表致しまして議長が挨拶をしております。

同日、平成30年子ども議会が開催され、議員が傍聴で参加をしております。

11月20日、第37回離島振興市町村議会議長全国大会に議長、事務局長が出席しております。これは東京都の永田町で行われております。

翌日、11月21日、第62回町村議会議長全国大会に議長、事務局長が出席しております。これも東京都のNHKホールで行われております。

11月22日～23日、南部地区市町村議会議長会行政視察に議長、事務局長が参加しております。(東京都、千葉県)

11月28日～29日、沖縄県町村議会事務局職員研修会が久米島町で開催され事務局長が参加しております。

11月29日、阿波連小学校の学習発表会に議員が出席しております。

以上、会務報告を終わります。

日程第4、村長の行政報告を行います。

○ 座間味秀勝村長

みなさんおはようございます。行政報告の前に一言ごあいさつを申し上げます。

去った10月28日の村長選挙におきまして、当選しまして就任となりました。これから4年間村民の負託に応えるべく、議会とも協働して島の発展に尽くしてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、行政報告をいたします。

11月20日、就任、初登庁をしております。

11月22日、沖縄県庁にて国立公園満喫プロジェクト地域協議会に出席。

同日、那覇市自治会館にて沖縄県過疎地域振興協議会定期総会、これに引き続き沖縄県離島振興協議会定期総会に出席しております。

11月23日、那覇市奥武山にて、セルラーパーク那覇において、第30回離島フェア開会式に出席。その後終日、会場内にて、来場者へのPRツールの配布など対応し、晩に行われました島々交流会に参加しております。

11月26日、那覇市の自治会館におきまして、南部市町村長会定期総会に出席しております。

11月27日、東京霞ヶ関環境省本省を訪ねて、自然環境局長、国立公園課長、自然環境計画課長を表敬訪問しております。

11月28日、国立オリンピック記念センターにて、独立行政法人国立青少年教育振興機構、鈴木理事長を表敬訪問しております。同日、NHKホールにて、全国町村長大会に出席。同日、内閣府にて宮腰光寛沖縄担当大臣と面談。同日、衆議院第一議員会館にて、遠山清彦衆議院議員と面談。その後、沖縄県内町村長と懇親会に参加しております。

11月29日、東京永田町全国町村会館にて、水産業振興漁村活性化推進大会定期総会に出席。同日、同会館にて、全国観光地所在町村協議会総会に出席しております。

12月1日、に那覇市内にて沖縄県選出の国場幸之助衆議院議員との面談の後、同議員の勉強会に参加をしております。同日、浦添市内にて島尻愛子内閣府大臣補佐官との面談。同日、南風原町内にて、西銘恒三郎衆議院議員との面談をしております。

12月2日、那覇マラソン出発式に参加をしております。

12月3日、12月1日付け、教育課長人事を発令しております。

12月4日、沖縄県庁にて、沖縄県土木建築部港湾課長宛、渡嘉敷港しゅんせつ土砂の島外搬出処分について陳情書を提出しております。

同日、沖縄県議会、傍聴の後、県議会6会派を訪問し、村長の就任あいさつ及び渡嘉敷港しゅんせつ土砂の島外搬出処分について陳情書を提出しております。

翌12月5日、沖縄県議会議長宛、渡嘉敷村港湾土砂浚渫土砂の島外搬出処分について、陳情書を提出しております。

12月6日、一般社団法人チームけらま、渡嘉敷村商工会青年部の来訪を受けております。

12月7日、那覇連絡事務所にて、環境省那覇自然環境事務所、所長外職員と国立公園満喫プロジェクトについて協議をしております。

12月11日、昨日ですが、航空自衛隊那覇基地第9航空団司令部、増田管理部長外来訪を受けております。同日、渡嘉敷郵便局及び協賛事業者より、村内幼児児童生徒への年賀はがき800枚の贈呈を受けております。以上、報告を終わります。

○ 玉城保弘議長

これで、行政報告は終わりました。

日程第5、これより一般質問を行います。

一般質問は、申し合わせのとおり答弁を含めて90分以内といたします。順次発言を許します。

1番、與那嶺雅晴議員。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

改めておはようございます。村長、たいへんご無礼ですけど、お祝いの言葉はあとでさせていただきます。私も本期で7期目に入りました。時代の風に流されることなく、ぶれない信念と熱い心でやっていきたいと思っております。

通告書に基づいて1問だけ質問を提出しております。ここに村長、マニフェストと書いておりますけど、あまりにも公約という言葉に角があり過ぎるのかなと思ひまして、言葉に丸みをつけたものであって、これは私が日頃生活でつかっている言葉ではありません。これはあくまでも借り物です。早速ですけど、村長、今期のこの4年間の公約をお聞きしたいと思ひます。

○ 座間味秀勝村長

それでは私が選挙において掲げました公約について述べさせていただきます。

まず、1つ目として、教育・子育て支援の拡充について、保育受け入れ態勢の充実。就学支援の拡充。幼稚園の完全給食に向けての検討。教育施設、教職員の住環境整備。

大項目2として、働き改革で住民サービス向上について、職員の意識改革の取り組み、村行政を担う職員は、村民との対話を重視し、業務に当たることが大事と考えております。増大する行政事務を効率的に処理し、住民と対話する時間を確保するためには事務処理の外部委託や電算化を進めることが必要と考えております。また、職員のスキル向上のため研修会の派遣や講習会の開催をいたします。

学校、教員住宅、村営住宅、その他公共施設の維持管理を効率的に行うため、営繕担当を配置し、利用者へのサービス向上を図ります。

3番目に住環境の整備について。安定した行政サービス確保のため、職員住宅の整備、子育て世代、定住促進のため空き家活用や公営住宅の整備を推進します。

4番目、情報インフラ整備について、高速通信網の早期整備及び島内WiFiスポットの拡充をまいります。

5番目、環境問題への対応、渡嘉敷区内の合併処理浄化槽の導入の検討をまいります。イノシシによる農業被害、土砂流出被害防止のため、効果的な駆除の実施をまいります。不法投棄の防止及び不法投棄されたものの回収を実施いたします。海外漂着物の回収処分に係る費用の確保に努めてまいります。

6番目、産業振興について、観光については自立できる観光協会の設立を目指してまいります。企業支援について、事業用地の確保。農業については有害鳥獣の駆除。換金作物の導入や共同利用作業機械の整備。漁業については、加工施設の整備、漁船等の避難施設の整備。

7番目、航路事業について、高速船の大型化に伴う施設整備、渡嘉敷港の浚渫。住民が安心して利用できる予約の仕組みづくり。

8番目に、文化、芸術、生きがいくくり、拠点施設として公民館の子どもの居場所づくり、高齢者のレクリエーションや避難施設機能など。複合多目的施設への建て替えを推進してまいります。村民の楽しみづくりと、観光、閑散期の誘客のため、音楽イベントの創出を図ります。

9番目、災害対策、暴風、高潮、地震、津波など、様々な災害を想定した防災計画の見直しを行ってまいります。

10番目に、保健福祉医療、個別訪問など細やかな対応で健診、受診率の向上、電子カルテの導入推進。地域のコミュニティーづくり。以上掲げた政策でございます。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

かなり数多くの公約でございましたけど、多ければいいというものでもないと思いますけど、また、即できるものと、4年間通してもできないもののが発生すると思います。要

は村長、その問題に対して、どれだけ熱意で取り組んでいけるかという姿勢だけを確認させてください。それとこの問題に関しては新人議員からも質問が上がっておりますので、私の方はこれで一般質問を終わります。ご答弁ありがとうございました。

○ 玉城保弘議長

これで、1番與那嶺雅晴議員の一般質問を終わります。

次に、2番国吉栄治議員の発言を許します。

○ 2番 国吉栄治議員

おはようございます。本日、この場をもちまして、初めての一般質問、参加させていただきます。国吉栄治です。よろしくお願いします。

まず、国立公園利用拠点施設についてということで、今年の8月から3回住民説明会が行われてきましたが、現状多くの住民の意見が反映させていないかたちでの設計と見受けられます。説明会では、阿波連区長、村議会議員との調整はあったとのことでしたが、確認をとったところ実際に行われたのは説明会だけで、意見交換や調整とは違いがあると思われまます。説明会においては多くの住民意見が出されていましたが、残念ながら環境省の案で推し進めるとの話でしたが、進捗状況と当局の今後の見解をお伺いします。

○ 座間味秀勝村長

それでは、議員ご質問についてお答えいたします。まず、これまでの経緯について、お答えします。この計画については、限られた敷地の中での計画であったことから、環境省と協議、努力いたしました。すべての意見を反映することはできませんでした。阿波連区長とは2回話し合いを持ち、区長からは計画に賛同いただいております。議員の皆さまへは6月定例議会終了後当初の計画案を提示し、そのなかで議員から車輛の、バスについてですが、バスの切り回しが厳しいのではと意見をいただき計画の見直しを行ってまいりました。

今後についてです。現在の進捗と今後の検討については、この計画を根本的に見直す方向で環境省とも協議を行っています。周辺一帯の総合的な整備計画を地域住民とコンセンサスを得て、立てた上で進めていくというふうに考えています。以上です。

○ 2番 国吉栄治議員

先ほど、村長もおっしゃっていたように、報告があったように3回ほど満喫プロジェクトの方に参加されて見直されるということで、ありがとうございます。ただ、敷地を先ほど限られた敷地という話だったんですが、説明会の中でも環境省の方では質問した場合において、環境省がこうすすめているので、なかなか厳しいという意見があったんですが、いまお話があがったように、施設を、限られた施設というのは提供されたのはやはり役場の方なんでしょうか。限られた施設内での、いま設計段階なんですけど、この限られた敷地を提供されたのは、役場ということよろしいでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

ここで限られた敷地というのは、周辺が住宅地でもありますし、また、保安林に囲まれているということもあって、それらを除いた一定の地域の中での計画というふうに理解をしております。

○ 2番 国吉栄治議員

ありがとうございます。一応、敷地の方は前回の定例議会でも一般質問の方でも元々は渡嘉敷の方につくるか、阿波連のところにつくるかというふうな迷われ方もされていて、もちろん防潮林がかかっているんですが、今回、防潮林も外して、建物をつくっていくという話だったんですけど、そういったところも全部見直して、もう一度確認なんですけど、先ほど村長は根本から見直してやっていくとおっしゃっていましたが、その方向で間違いないでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

防潮林、これらの解除も含めて検討していきたいと思っています。

○ 2番 国吉栄治議員

一応、念のため、説明会の方で上がっていたクレームといいますか、意見等をこの場で報告させていただいてもよろしいでしょうか。

上がっていた話が、現状の設計図のままだと、阿波連ビーチへのアクセスが悪いと、せっかくなら、海開きやエイサーなど、そういった島内イベントにも利用できるような施設がいいと。あと、通路に雨日差し除けのテントとかがあるといいと。後々キャンプ場広場まで繋がる道路の確保ができるような施設設備がいいと。現状のテナントブースの数、広さについても声が上がっていました。以上となります。

では、次の質問にまいりたいと思います。港湾内の車往来について、こちらは別途資料も配付しているんですが、現状の港湾内の車道ですとお客さまを迎え入れるための車輛の交通の便と、港に到着された観光客の通行安全面においても危険があるとの声が出ておりますが、それらを改善し、利用者に優しくつかいやすい整備が必要です。当局の見解をお伺いします。

○ 座間味秀勝村長

それではお答えします。港湾内については、これまでもいろいろなご意見をいただき公共交通の駐車スペースや一般車両の駐車スペースの改善を行ってきております。毎年、入域客や交通量も増加しておりますが、議員ご提案のとおりを実施すると、村民からの要望により、昨年度増量した駐車スペースを交通帯として潰すことになることや、定期バスだけが逆方向に走行する、こういった矛盾も生じてまいります。安全面に関しては広報などを通して港湾内の徐行や譲り合いの心で歩行者への配慮を促してまいりたいと考えております。

○ 2番 国吉栄治議員

こちらの方は添付資料でも書いてあると思うんですが、一般停のバスに関しては、そも

そも雨戸のところにはバス停を配置していますので、ぐるっと回れることにおいては、逆にこの方が利便性が上がるのではないかというふうに、逆に交通機関からもそういう話が出てきています。あと、年間12万人からどんどん観光客数が増えていく中で、やはりあそこの方は混雑するという状態の中と、あと、やはり知らずに駐車されて、土日一番混む時期に駐車されていて、どうしても行き来ができないと、人の流れもありまして、詰まるという状態、車が詰まってしまうという状態になってしまうんですが、その点を聞いても確認されてもする予定はないということよろしいですか。

○ 座間味秀勝村長

抜本的な解決策が見いだせるということであれば、利用者の皆さん、事業者の皆さん含めて話し合いをして検討する余地はあるかと思っております。

○ 2番 国吉栄治議員

それは何かしら業者さんだったり、商工会だったり、そういったところから話が上がってこないか、検討されないということですか。

○ 座間味秀勝村長

いいえ、そういうことではございません。これはこの議員がお示しになった案、これをもってですね、事業者の皆さんとの話し合いを持つ場を今後検討していきたいと思っております。

○ 2番 国吉栄治議員

ありがとうございます。それですと、こちらの方、シーズン前に対応していただかないとやはり混み合ってからではちょっと遅いと思いますので、遅くとも6月前にはしっかりと私たちはヒヤリング等は進めていただくようなかたちでお願いしたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。阿波連漁港の道路整備、廃船処理について、こちらは①としまして、阿波連漁港にある保全倉庫周辺の道路整備、進捗はいかがでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

この件に関しましては、本年度当初において、村の単独予算として計上し、実施予定でしたが、31年度の補助事業、これは漁港機能増進事業、この概算要望として県に行ったことから本年度は実施を見送っております。しかしながら、本要望調整が難航し、補助採択が困難だと現時点は思われることから、廃船等の撤去は周辺環境の整備を含め、今後、計画をしてみたいと思っております。

○ 2番 国吉栄治議員

こちらは、大分前から上がってまして、現状やはり通路でありますので、車の往来がありますので、船を引き上げるときの道路が使えない状態になってますので、もちろんそこをって行くのも危険ですし、今回は、県の予算があるからということで見送るという話だったんですが、いま伺った感じでは、その予算もないということでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

補助事業を要望したところ費用対効果が得られないということで、たいへん困難な状況ということでございます。採択は難しいということです。

○ 2番 国吉栄治議員

ただいま申し上げたとおり、必要なものではあると、やはり危険性もありますし、やはり公共インフラとして最低限必要なラインだと思われま。実際、スロープの方を抜けて反対の船の方に行くという状態ですので、安全面から見ては、このまま、はいそうですかというわけにはいかないと思うんですけど、昨年の時点では本村の予算からして進めていくという話で、ただ県の方で予算があるから、来年度に回しますという話だったんですが、その話をひっくり返せば、今回は本村の予算を入れてでも仕上げていくべきことじゃないでしょう。その点どう思われますか。

○ 座間味秀勝村長

本年度当初に計上しておりましたが、議員おっしゃるとおりの経緯でございます。ただ、一般財源ということになるとたいへん厳しいという状況になりますので、今後の予算編成の中で検討していきたいと思っています。

○ 2番 国吉栄治議員

ぜひ、よろしくをお願いします。

2番の方です。阿波連漁港には皆さんもご存じのとおり、廃船が多数放置されており、このですと国立公園の渡嘉敷村としての景観はもちろん、台風時においては建物周辺や漁船にも被害が及ぶ可能性がございますが、当局の見解を伺います。

○ 座間味秀勝村長

放置船につきましては、そのすべてにおいて所有者がいるということから行政において、財政処分等簡単にすることができないという状況でございます。以前から渡嘉敷漁協とも協議をして、所有者に対し管理の徹底について指導勧告を行っておりますが、まだ、その処分がされていないというところでございます。また、処分費用が高額になるということも考慮し、県や国に対してその費用の支援をお願いしていきたいというふうに考えています。

○ 2番 国吉栄治議員

こちらは、私も調べたところ、那覇市だとか、他の市町村でもやはり問題になっているということで、県の方では農林水産部漁港漁場課というところで、廃船の処理方法として、FRP船リサイクルシステムというものがございます。こちらの方はご存じでしょうか。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 新垣聡経済建設課長

ただいまの国吉議員からご質問のあったFRP船リサイクルシステムについてですが、

私の方でいまのところ承知しておりませんので、後ほど確認をして、国吉議員の方へ回答させていただきたいと思います。

○ 2番 国吉栄治議員

ぜひ、よろしくをお願いします。

先ほど、所有者がわかるものについては、対応が難しいという話でしたが、こちらの方も、実は他の市町村でいえば悪質なもの、管理の徹底が怠っているものに関しては、先ほど私も質問で上げたようにやっぱり台風時被害を被ってくる状態ですし、景観にも影響を与えていますし、何よりも道路の上に廃船があるような状況でもございます。要は公共を著しく害しているという状態でございますので、こちらは本村ができることとしては、行政処分もあり得るのかなと思えるんですが、いかがでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

いまおっしゃる行政処分というのが、具体的にどういった方法かというのはいま把握できないんですが、先ほど申しあげました財産処分ですね、ということについてはかなりハードルの高い、法律上の取り扱いとなっております。これについてはその費用をこちらが肩代わりしたものを本人に請求するということになるかと思っておりますので、実際、本人が高額な処分費で負担できないというものを村がして、それを請求して回収の見込みがあるかということにもなっております。このへんは先ほど申しあげたとおり、国や県への支援を仰ぐといったかたちも並行して検討していきたいと思っております。

○ 2番 国吉栄治議員

実際にやれるかどうかでいうと、まさにそのとおりだと思うんですが、本村としての姿勢はやはり景観だとか、先ほども申しあげましたとおり公共の場を著しく偏ったかたちで利用されているという、公共性が欠けてしまう状態ですので、その点を含めては村が肩代わりしてでも進めていく事業の一つなのかなというふうに思っておりますので、その点しっかり対応していただければと思います。

次にいきます。環境税及びふるさと納税について、こちらも①から確認します。環境税の使い方について、振り分けの算定基準を教えてください。

○ 座間味秀勝村長

環境協力税は村の環境美化、環境保全、観光施設の整備等に係る費用に充てております。振り分けの算定基準これについては現在明確な基準を定めておりませんが、文化財等保護及び管理費、海浜清掃費、漂着物の償却に係る燃料費やサンゴ保全活動費について支出するとともに、村道及び林道の維持管理費については、一定の範囲内で予算を振り分けております。

○ 2番 国吉栄治議員

今年のデータをいただいたんですが、これを見ている限り、草刈り代、どうしても上がってくるのは島に住んでいればわかるんですが、先ほど村長が言ったように一定の目安と

いうものが基本的に設定されていないのではないかなというふうに思っております。というのも補正予算も含めて、こちらは環境税が収入が増えればそこに比重的に必然的に伸びているので、予算というのは、この一定額で、草刈りをするというかたちになっていくので、例えば、この算定基準をもとに進めていくと、増えれば草刈りに行くという現状なんですけど、これを例えば植林の費用にまわすとか、そういったものを考えていただければ、また、草刈りの方の量も減っていくのかなと思っておりますが、その点、どうでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

いまおっしゃる植林というのは、この道路沿いに木を植えるということなんでしょうか。

○ 2番 国吉栄治議員

そうですね、草刈りは道路沿いを草刈りしていると思うんですけど、その部分に草刈り費用を減らすために植林というのも手があるんじゃないでしょうかということに関しましては、まさにその部分になります。

○ 座間味秀勝村長

村道阿波連線沿いで一部ケラマツツジを植えたり、ブーゲンビリアを植えたりということをしている部分もあります。それをずっとやった方が手間が省けるのか、予算がかからないのか、逆に手入れに予算がかかるのか、そこは少し検討してまいりたいと思っております。

○ 2番 国吉栄治議員

こちらの質問の方で算定基準は何かということ、まず、ウエイトがかかってますよと、算定基準はないとおっしゃっていたように、例えば今のは案ですから、植林についてはですね、案ですのでこれの使い道というのをしっかり予算を決めたならば草刈りはその範囲内でやっていただくと、その中で余ったお金があるならば、それを何に使うか、例えば先ほど言った植林だとか、環境税でいただいておりますので、これの考え方はいろいろあると思います。その点もしっかり協議していただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

では次の質問に移ります。②ふるさと納税について、現在の状況と今後の当局の見解を伺います。

○ 座間味秀勝村長

ふるさと納税については、平成27年度から現時点までに76件、寄付額で911万8千円となっております。これまでの返礼品の費用については、この内55万5千110円を充てております。今後については返礼品を特産品、物というふうに限定せず、村内観光関連事業者が行うサービスを返礼品と活用するなど、返礼品の拡充を図り、さらなる増収に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

○ 2番 国吉栄治議員

こちらは結構、他県では盛り上がりを見せているふるさと納税で、全国的に100億を超える納税があるという状態で、沖縄県自体はまだ低い状態なんですけど、年間12万人以上の観光客が来る渡嘉敷島は、すごい恵まれていますので、ある意味恵まれていますので、ものだけじゃなく、観光事業にもつかえるようにされるという話ですけど、返礼品何割、負担額の何割ぐらいを目安にサービスしていくつもりでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

これについては、最近、国の方でもあまりの過熱ぶりにストップをかけようということで寄付額の3割程度という目安もございますので、それを目安として考えていきたいと思っています。

○ 2番 国吉栄治議員

いままでの返礼品に関しては何割ぐらいの負担だったのでしょうか。

○ 神里敏明総務課長

現在の返礼品の割合としては1割程度となっています。

○ 2番 国吉栄治議員

ありがとうございます。やはり1割しかつかってなければ伸びようがないので、30%つかっていただければ、お客さんの還元率も3倍になりますので、顕著に見られるかなと思います。あと、他の市町村では、やはりこの方、業者さんを入れて対応してたりとかもするんですけども、その点村長はどうお考えでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

今後についてはこれから立ち上がるという、村の観光協会、こういった組織も利用して考えていきたいと思っております。

○ 2番 国吉栄治議員

そうですね、市町村によっては商工会、観光協会等が介入してやっているというケースもあります。しっかりこちら事業幅が大きい財源となると思いますので、本村としてはしっかり金額設定からはじめて、ただ、観光協会に任せるのではなくて、本村が主導をとってしっかり押し進めていっていただきたい事業となりますので、よろしくお願いします。

それでは次の質問にまいります。観光協会について、本年度に向けて、本村でも観光協会が立ち上がる予定でございますが、こちらは現在、立ち上げ準備委員会が、観光協会設立のため奔走しています。当局の協力支援が必要になるかと思いますが、この点の当局の見解を伺います。

○ 座間味秀勝村長

議員のおっしゃるとおり、行政の支援は必要だとは認識しております。今年度、渡嘉敷村観光協会設立準備委員会を立ち上げておまして、32年2月の設立に向けて、これまで4回の委員会を開催し、その中で協会の事業計画や定款などを協議し、確認しておりますが、現段階では、まだ、協議中でありまして、それを確定すれば補助金等での支援も明

確になってくると考えております。

○ 2番 国吉栄治議員

観光協会立ち上げ委員会の方では立ち上げ費用といいますか、予算案は立ち上がっておりますが、それはご確認されてますでしょうか。

○ 玉城広喜商工観光課長

ただいまの議員の質問にお答えします。まだ、協議中でありますので、案というかたちで予算書は提示をされております。

○ 2番 国吉栄治議員

もちろん討議中なので、案を見て進めていくということで、この中で、予算がやはり足りない、設立するにあたって予算が足りない、特にこの島では一緒だと思うんですけど、人件費にお金がかかるということで、役場の方にも人を貸し借り、出張というかたちで配置できないかという提案等もあったと思いますが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

議員おっしゃるのは、出向というかたちかと思いますが、現時点において、協会がどういった組織立てでどういった人員を配置をするかということについてまだ決定をしておりませんので、そこまではまだ考えておりません。

○ 2番 国吉栄治議員

4月設立を目指しているのですが、時間がありませんので、ぜひ、早目に関係各所一丸となって取り組んでいただければと思います。先ほどのふるさと納税にもかかわってきますので、ぜひ、本村で力を入れていただければと思いますのでよろしくお願いします。

それでは、最後の質問になります。渡嘉敷島周辺海域利用の本島ショップについてということで、渡嘉敷島周辺を利用する本島ダイビングショップは、かなりたくさん数利用している状況ですが、それらのショップは大型船を利用するため、それらの船のアンカーリングはサンゴや周辺岩礁域などの自然に大きな影響を与えております。また、本村に来島する観光客は環境税を負担していただいておりますが、本島から直接本村の海だけを目的とする観光客からは集金できていない状況でございます。この件に関しまして、本村の見解をお伺いします。

○ 座間味秀勝村長

議員ご質問のアンカーリングについては、平成20年に慶良間地域エコツーリズムガイドラインというガイドラインが設けられております。原則としてブイを利用してアンカーを打つ際には環境に配慮する。サンゴに配慮するということがされております。このことの周知を図るという必要があるかと思っております。また、環境協力税については一定のしぼりの中で本村に入域する者に課すことになっております。周辺海域を利用するというダイビング客等への環境協力税を課すことは現状できない状況でございます。

○ 2番 国吉栄治議員

そうですね、現状はそのようになっていると思うんですが、村長的に今後どうしたいとかがございますでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

周辺海域のダイビング利用については、平成24年でしたかね、慶良間地域エコツーリズム推進全体構想の中で、取り組んでいくということは決まっております。ただ、実際サンゴ利用保全部会が機能していないという状況がありますので、これらを再度機能させるために取り組んでいきたいと思っております。その中で一定のルール、一定の負担、こういったものが決められると思っております。

○ 2番 国吉栄治議員

こちら、多分、国立公園設立のときに、やはりこの話は盛り上がったので慶良間全域で考えるという話の中でそういった流れになったと思うんですが、やはり人とのつながりがすごい重要になってくるので、なかなかこちらが動いても隣の村が動かなければなかなか進まないという現状ですが、こちらの方、渡嘉敷村独自として何かお考えはございますでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

エコツーリズム推進全体構想の中でサンゴ利用保全部会という位置付けがあります。サンゴ利用保全部会をどういった組織立てにするかということについて、この全体構想の中で渡嘉敷村、座間味村、そしてそれ以外の本島側のショップの皆さんという、この3つの大きな縛りの中でやっていくことが必要かなと私考えています。当時担当のときもそういう方向での提案もしました。ですが、議員おっしゃるとおり、それに賛同しない、その枠組みに賛同しないという方々がいて、前に進んでないという状況がございます。再度、その説明をきちっとして理解を得て進めていくということが必要かと思っております。

○ 2番 国吉栄治議員

こちら、僕の方も法律関係の者と話して確認したところ、例えば渡嘉敷村で条例化する、海洋状況を利用するときは必ずブイをつかっていただくという、あくまでもダイビングレジャー目的においてはという縛りとか出てくると思うんですけど、そういったのは大丈夫です。もちろん国の法律の範囲内と、先ほど言ったようにサンゴの被害を与えるのの罰金が例えば30万だったら、30万以下の条例でしかないんですけど、そういったのは可能という話を伺っていますが、この情報を聞いて、村長はどうお考えでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

現在のエコツーリズム推進法に基づく、慶良間地域エコツーリズム推進全体構想の中では、村が単独で決まりをつくってやるということは不可能だと考えます。

○ 2番 国吉栄治議員

こちらは可能であれば、その点は動いていくという方向でとらえてよろしいですか。

○ 座間味秀勝村長

可能であれば、当然、そうしてもいいかと思いますが、現時点では不可能だと認識しております。

○ 2番 国吉栄治議員

できればですね、できればというよりは、先ほども言った自然環境が悪くなるのは時間がそんなにかかりませんことと、やはり環境税をとれてない不平等感といいますか、そこはユーザーはお客さんは敏感だと思いますので、そこらへんは早目に何らかのかたちで対応していけるよう、私も協力していきたいと思いますので、ぜひ、よろしく願います。それでは以上をもちまして私の一般質問を終了いたします。

○ 玉城保弘議長

これで、2番国吉栄治議員の一般質問を終わります。

次に、3番新垣一史議員の発言を許します。

○ 3番 新垣一史議員

おはようございます。私も今回初めての一般質問となります。先日の選挙で選んでいた村民の皆さんの意志を重く受け止めて、今後4年間努めていきたいと思います。何分初めてなので緊張もしていて、いたらない点はあるかもしれませんが、どうぞ、ご答弁の方よろしく願います。

それでは質問に移ります。まず、1、住宅問題について3点ほど伺いたいと思います。今年度完成いたしました職員住宅は、当初専門職員向けの住宅と伺っておりましたが、一般職職員も入居されている現状の理由を伺いたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

お答えします。今年度完成しました職員住宅への入居者の選定につきましては、渡嘉敷村職員住宅の設置及び管理規程の設置目的に基づき、有資格者等の職員及び住宅に困窮する職員を対象に、現在の住居の状況等の聞き取りと入居希望の有無を確認しまして行いました。当初は有資格者等優先に入居を進めてまいりましたが、その方々の中には現在住んでいる住宅を希望する有資格者等がいて、最終的に有資格者の入居希望が2名となったということであります。現在、職員を募集して有資格者の住居部分を確保し、それ以外の空き室について有資格者以外の職員で住宅に困窮している職員、または住宅が台風被害等により居住が困難となった職員を入居させております。

○ 3番 新垣一史議員

住宅に困窮している職員ということなので、入居されるのは最もだと思います。ですが、いま専門職の職員が2部屋、一般職職員が2部屋、空き室がいま2部屋ですかね、この2部屋で、今後村の方で不足している専門職の職員住宅というのは賄えるんでしょうか。

○ 神里敏明総務課長

お答えいたします。先ほど村長が申し上げましたとおり、現在、募集かけている有資格

者の職員を入居できる枠は開けてありますので、足りるというふうに感じています。現在、職員住宅として、プレハブを所有していたんですけども、台風によって破損を受けて住める状況ではないということですけども、この方についても更新をするという方向で今後進めていきますので、有資格者の配置に係る分については確保できるというふうに思っております。

○ 3番 新垣一史議員

ありがとうございます。次の質問に移りたいと思います。準公務員というんですかね、郵便局職員ですとか、商工会職員、ほか団体職員の住宅確保、村の方では行政職だけではなくてこういった郵便局や商工会、村民に対するサービスのための職員住宅、本島から来られる職員のための住宅の確保の方が必要だと思います。今年の3月に商工会の方からは県連会長命令だったり、村の商工会長の方から住宅の確保、依頼文の方が村長の方に提出されていると思います。村長が代わられたので現在の座間味村長が見ているかどうかはわからないんですが、職員の方でもどこまでの方がこの件は知っていて、住宅確保に関して、当局の方がどういうふうな見解を持っているか伺いたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

いただいている要望については、村営住宅への優先入居ができないかということの要望であったと聞いておりますが、村営住宅については一定の入居資格というものがございます。その異動の時期に合わせて、そこが空いているかということも一つ問題でもあります。また、入居の資格があるかということにもひっかかってくると思いますので、そこは、はいそうできますというお答えはできないかと思います。ただ、今後、住宅問題も長年の懸念でございます。民間活力の導入等も含めてあらゆる角度から、その整備ができるよう検討していきたいと考えております。

○ 3番 新垣一史議員

今後は村の方でも、この問題について協力していくとかたちをとっていくということなんですが、先ほどの専門職向けの住宅の件で村長から答弁もありましたが、専門職の方でもいま現在住まわれている住居の方を選んで引っ越しせずにそのまま住まわれている方がいるということでしたが、その方たちがもし引っ越しをしていればその空いた部分に団体職員の住宅の確保であったりとか、そういうことができたのではないかと思うんですが、その件についてはどう思われますか。

○ 神里敏明総務課長

職員住宅の運営上4棟ございます。1号棟から4号棟まで、4号棟というのが今回新しく建てた職員住宅になっています。この4つに関しては同じ職員住宅の管理規程に基づいて管理していきますので、古いからここはいいというような考え方ではないということでございます。

○ 3番 新垣一史議員

いま現在の規程では、そういうことだということなんですけれども、今後、住宅問題を鑑みた上で検討していくということは可能でしょうか。

○ 座間味秀勝村長

先ほど申しあげました民間活力の導入も含めて、つまり民間のアパートといったものが例えばそれを整備する、建てるといったときに、村が何らかの手助けをするということも含めて検討していきたいと思っています。職員住宅に他の団体職員を住まわせるということは、先ほど総務課長から答弁があったように、その目的でつくっているわけではございませんので、そういった団体職員と他の職員については民間のアパート等利用できるような、そういった支援が村として考えられればと思っています。

○ 3番 新垣一史議員

先ほど答弁の中でも村営住宅の優先入居の件も条件等があって、なかなか難しいということで、現在、商工会の職員が住まわれているのは民間のアパート1室で、商工会会長が本来の事業の従業員向けに借りられた空き家の方を提供しているというかたちで、郵便局の職員に関しては、局長については住宅があるんですが、職員についてはこれも抽選で村営住宅の方に入れたというかたちで、現在収まっているので、今後、2年なり3年なりで入れ替わりがありますので、その時にタイミングよく空いてないということが以前にもありまして、郵便局職員の方は一時期ホテルの方に住まわれていたりとか、赴任してくるにあたって、安心して渡嘉敷の方にこれないという状況があると思います。この入れ替わりが決まった年数で来ますので、できるだけ早目に空き家とかもつかった住宅問題の解決に取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。老朽化に伴う村営住宅の建て替えについて、村の方の今後のプランを伺いたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

村営住宅の建て替えについては、平成28年度に策定しました渡嘉敷村公営住宅等長寿命化計画に基づき、今後修繕改修事業を実施していくことになっております。建て替えについては、渡嘉志久にあります昭和56年度に建てられた渡嘉志久団地のA・B・C棟、これらを2026年度に建て替えをする計画となっております。

○ 3番 新垣一史議員

まず、渡嘉志久のA・B・C棟が2026年建て替え予定ということなんです、A・B・C棟合わせて10世帯ですかね、あると思います。この際の建て替えの際の現在住まわれている方々の建て替え中の住居の確保とか、そういう計画はもう出ているのでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

具体的にどうするという事ではないんですが、現時点考えられるのはA・B・C、一気に壊すのではなくて、A棟4世帯分を別の箇所につくって、そこに移して順次建て替えていくことが現時点かなというふうには考えています。

○ 3番 新垣一史議員

実際、土地の確保であったりとか、そういうことを考えると、その方法しかないと思うんですが、それだとかなり時間がかかってしまうと思いますし、耐用年数を見ると47年というふうに書かれていたんですが、このA・B・C棟、順番に改修して行って、この耐用年数の内にできるのかどうか、見解を伺いたいと思います。

○ 神里敏明総務課長

いま議員のおっしゃった耐用年数ということですが、昭和56年ですので、既に耐用年数来ているような状況ではあります。平成28年度に、先ほど村長が申しあげましたように専門技術者を入れた調査点検を入れて長寿命化計画を策定しておりますので、それまでは支障なく住居できるというような判断で2026年に建て替えするというような計画となっています。建て替えは渡嘉志久団地のA棟B棟C棟が一番最初になるんですが、それまでに既存の住宅については、箇所箇所の修繕はこの計画に基づいて実施をしております。

○ 3番 新垣一史議員

回答ありがとうございます。今回は質問にないんですけれども、空き家の利用等も含め村の住宅問題、たいへん深刻な問題だと思いますので、ぜひ、計画的にすみやかに進行できるように動いていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次の質問に移りたいと思います。有害鳥獣駆除について伺いたいと思います。これまでの駆除実績と予想される現在の生息数、それとこれまでの駆除対策と今後もし計画されている駆除対策があれば回答をお願いします。

○ 座間味秀勝村長

これまでの対策についてです。平成23年度に鳥獣被害対策協議会を設立しまして駆除を開始しております。平成30年11月現在までに690頭を捕獲しております。予想生息数につきましては、県が環境省の指定管理鳥獣捕獲事業交付金、これを活用しております。同事業を今年度から実施しており、現在調査中でございます。これまでの駆除対策としては、沖縄県鳥獣被害防止総合対策事業や単独予算による防護柵の設置や有害鳥獣捕獲実施隊による箱罠の設置での捕獲、パトロールへの支援、これらを行っております。今後も継続して行ってまいります。また、先ほど述べた県事業での防除事業、これについても今後具体的な捕獲等を行っていく、実施をしていくという段階に入っております。

○ 3番 新垣一史議員

いまの回答だとこれまでどおりの対策を継続していくというふうに受け取られたんですが、最近、目撃情報も多くなっていますし、住宅地域に出没するという話も増えております。また、昨日、イノシシの被害が複数あって、役場の方にもお話があったかと思いますが、この対策のためのフェンス、どこから入ったかわからないんですが、畑が荒らされている。家畜、ヤギのお腹を割かれて、内蔵が出てて、ヤギが死んでしまった。お年寄りの畑、ここはまだフェンスが張られていない畑なんですが、自分たちで対策したフェンスが

あったんですが、その隙間をぬって入ってきて、田芋がすべて荒らされてしまったということで、高齢の方なんですけど、せっかくつくっている作物が荒らされて農業やる気にならない。いま遊休農地の問題もありますし、こういったことが農業の推進の邪魔になるかと思えます。また、増えすぎたイノシシが最近ニュースにもなっていますが、隣の座間味村の方にも渡っているとニュースで報道されています。そういった面で、渡嘉敷の方が隣の島に迷惑をかけている恥ずかしい話だと思います。なので現在の駆除対策では減らしていくというのは難しく、現状増えているのではないかと思うんですが、当局の見解はどうでしょう。

○ 座間味秀勝村長

現在の予算、そして人員でできる限りのことを現在はやっているということでございます。先ほど申しましたとおり、県の事業が入っております環境省の補助を受けての県の事業ということになっています。これで何がより効果的かと、効果的な駆除はどういったことかということを検討しておりますので、これらを含めた経過の中で具体的にどういった駆除方法が今後またとられるか、これまでの箱罾とは違う、括り罾であったりとかということも考えられると思えますので、そこは早急に対策を講じていきたいと考えているところです。

○ 3番 新垣一史議員

先ほども申しましたけれども、住宅地での目撃情報も増えているということで、観光立村を掲げている我々の島で人的被害が出てしまうと、大きなイメージダウンにつながり、観光客減少にも繋がりますし、もちろん住民の安全を第一に考えると、早急に対策を進めていかないといけないと思えます。予算の面で厳しいところがあったりするとは思いますが、専門家の方とかの意見も聞きつつ、効果的な駆除対策を今後実施していただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

次の質問に移ります。昨日ありました台風24号、25号について確認できている被害状況と、今後の対策、特に高潮被害等について、当局の見解を伺いたいと思えます。

○ 座間味秀勝村長

把握した被害状況についてですが、まず、高潮による被害で住宅の床下浸水が6戸、店舗内の浸水が2店舗、その他漁協の管理施設の被害として1階販売所のシャッターやドアの破損、あと船舶、漁船の被害、こういったものが確認をされています。車輻については廃車予定の車輻2台が河川内に流されていたということ。あと駐車車両の破損もございました。その他、船舶課が所有するフェリーのコンテナ、これらが流されたということもございました。強風被害等による住宅の被害も3戸ほど発生していると把握しております。

今後の対策についてですが、現時点では台風中に高潮警報等が発令されると予想される場合には台風接近前に、まずは人命の安全ということを考えます。住民への注意喚起をするとともに、河川沿いの住居を構える住民への早目の避難を呼びかけていく必要があると

考えています。なお、港湾施設及び河川施設の高潮対策については、施設の管理者である沖縄県へ既に施設の整備と被害の状況を報告して対策を要望しております。以上です。

○ 3番 新垣一史議員

港湾施設、あと河川の方は県の方に要請を出しているということを知りてひとまず安心してありますが、また、これも台風が来年来ることが予想されますので、早目の対策が必要だと思うんですが、県の方の反応といたしましてどういった回答が来たか、もし回答があればよろしくお願ひします。

○ 新垣聡経済建設課長

先ほど村長が答弁しましたが県の方では被害の報告をして、実際に沖縄県南部土木事務所、また、河川港湾班等が現場視察を行っています。今後の対策としては、いままだ、どういった対策ができるかというふうな状況ではないので、報告はまだもらっていません。

○ 3番 新垣一史議員

今回、たいへん大きな被害で港のコンテナであったりとか、住宅の被害もありまして、陸揚げしている船の方にもかなりの被害があったと思います。漁協施設だとか、もし被害総額と、金額的にわかるものがあれば教えていただきたいんですが。

○ 座間味秀勝村長

具体的な個別の被害金額等については、調査把握をしておりません。

○ 3番 新垣一史議員

時間が経ってしまったので難しいとは思いますが、今後、そうそれを調査するつもりはあるのかどうか伺いたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

実態の把握という観点から今後ヒヤリング等、実際にかかった費用があることについてはそういった数字を把握していきたいと思っています。

○ 3番 新垣一史議員

この被害で、観光業を営まれている方や漁業を営まれている方の船の被害だったり、住宅の被害、店舗の被害、そこで発生した金額も結構な金額になると思います。今後、こういった被害を減らすためにも対策とあと被害状況の把握の方を進めていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

次の質問に移ります。美月橋再建について、先日、老朽化により取り壊された美月橋の再建を望む村民の要望がありますが、今後再建の予定はあるかどうか伺いたいと思ひます。

○ 座間味秀勝村長

美月橋につきましては、老朽化に伴い長年封鎖状態でしたが河川を管理する沖縄県と協議を行い、先日、撤去が完了しております。美月橋自体は県が設置したものではなく、県がそれを新たに設置するという予定はございません。また村においても現在のところ設置の計画はございませんが、今後、避難道としての人道橋の設置等について検討していき

いと考えております。

○ 3番 新垣一史議員

いまおっしゃられたように避難道としても、たいへん必要となってくると思います。県の方では再建の予定はないということなんですが、ぜひ、村の方で要請していただいて、また先ほどの河川の改修にもかかわってくると思うんですが、この橋だけを再建するとなるとなかなか動いてもらえないと思うんですが、この河川の災害対策の改修工事とともに、橋の再建というのを同時に進行してもらおうという要請をすることは可能でしょうか。

○ 座間味秀勝村長

先ほど申しましたが、これは県が設置した橋梁ではございません。美月橋は元々ですね、という経緯がありますので、県がこれを書き替えるということはずないと考えています。先ほど申しましたとおり、村として避難道、人道橋として避難道を整備できないかなというふうには考えております。

○ 3番 新垣一史議員

あくまでに河川改修に伴う再建ではなくて、村の方でも避難道、災害時避難道という観点で再建を進めていく方向ということによろしいでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

はい、そのとおりです。

○ 3番 新垣一史議員

周辺にはお年寄りの方々も住まわれてますので、ぜひ、再建の方を進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。先日、西地区の一部で大雨により、朝起きたら土砂が道路の方に大量に流れてきたということがありましたが、その原因と今後の対策について伺いたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

議員ご質問の件につきましては、10月15日の大雨による災害のことかと思えます。そのときの記録によりますと、その日は台風24号、25号のときの雨量を遙かに超える161ミリという雨が連続して降ったということが観測されています。字渡嘉敷の156番地付近の山から大量の枯れ木などが、排水路に流れ込み、その影響で雨水が道路に流出し、土石流となって渡嘉敷西地区に被害をもたらしたと考えています。現在、堆積した枯れ木などは一時的に撤去していますが、一部、土砂がまだ残っている状況ですので、これらを撤去していく予定としております。対策については排水路や側溝の管理を徹底してまいります。

○ 3番 新垣一史議員

当日被害状況を見てひどいものだったんですが、役場の職員の方々のすばやい対応や近隣住民の片付け等でかなり早く復旧したので、事なきを得たと思うんですが大雨というのはいつ降るかわかりません。いま対策の方を進めていくというかたちでしたが予算の関係

もあると思うんですが、タイムスケジュール等、そういうのも決まっているのであれば教えていただきたいと思います。

○ **新垣聡経済建設課長**

今後の対策として、側溝や排水路の管理という風に村長が答弁しましたが今回被害のあった排水路156番地付近の排水路に関しては一部土砂枯れ木等が残っていますので、これは今年度中に浚渫をして、そこの管理をしていきたいと思っています。その他の村道沿いの側溝であったり他の排水路につきましても継続して管理してまいりたいと思っています。

○ **3番 新垣一史議員**

問題箇所の方は今年度中に対応するという事なんですが、周辺の側溝等の対策も今年度中ということによろしいでしょうか。

○ **新垣聡経済建設課長**

確認調査をして、なるべく早く執行できるようにしていきたいと思っています。

○ **3番 新垣一史議員**

できるだけ早く進めていっていただきたいと思っています。

次の質問に移ります。教育施設についてですが、幼稚園建設、体育館建設に伴い、現在渡嘉敷小中学校、阿波連小学校、両校運動場、トラック部分が荒れている状況ですが、その修繕について予定があるのか伺いたいと思います。

○ **座間味秀勝村長**

このグラウンドについては工事の後、落ちている釘とかそういったものを拾って、石なども拾ってきれいに戻して確認したという状況で終了しているんですが、その後の雨、風等により、表土が流されてまた下から出てくるというようなことが繰り返されている状況でございます。これについては、今後、どのような整備が適切か、これらを検討しまして対応していきたいと考えております。

○ **3番 新垣一史議員**

特に、渡嘉敷小中学校のグラウンド、倉庫の前ですね、以前からいまおっしゃられたように雨等で砂が流れて小石がむき出しになって、あそこは特に向こうのグラウンドでは100mとか、短距離のゴールでもつかわれるところでもありまして、今回、村民体育祭も開催場所検討の際に、西の方で理事もしているんですが、去年、渡嘉敷の方で天候により中止になったということで、本来なら渡嘉敷小中学校が会場だったんですが、危険であるということで、まだつかえる阿波連小学校の方で開催という流れになったんですが、大会自体も変更するような荒れた場所になっています。今後、いままでの雨等の被害で土が流されてということですが繰り返さないような対策をするということですが、いつ頃を目途にとか、今の状況では、なかなか使いづらいので、できるだけ早目がいいと思うのですが、そういった予定があるのか伺いたいと思います。

○ **座間味秀勝村長**

具体的には土を入れるとしたらどういった土がいいのか、土がいいのか、あるいは芝張りがいいのか、このへんも含めて検討していきたいと考えています。

○ 3番 新垣一史議員

その検討というのが、いつ頃になるのかというのを伺いたいですけれども。

○ 座間味秀勝村長

これはもう、直ちに取っかかりかかってまいります。

○ 3番 新垣一史議員

早急に行うということなので、よろしく申し上げます。子どもたちのいつもつかう場所でもありますし、村民も体力向上のためとかによくつかわれておりますので、ぜひ、よろしく申し上げます。

次の質問に移ります。来年度高速船、新造船の就航に伴って、高速船のポンツーン等の改修工事、浚渫工事の話が出ていますが、それも含めた今後の渡嘉敷港、特にフェリーバースも一緒に、そしてどのように港湾整備を進めていくか伺いたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

港湾整備においては、波除堤の新設や港内の浚渫、浮き棧橋の改修など、歴代の村長も継続して要望を行ってきているところでございます。フェリーバースについても新しい棧橋の設置等を要望しておりまして、昨年度、県において港内の静穏度調査が実施されておりますので、その結果を踏まえて計画検討をしてまいります。

○ 3番 新垣一史議員

フェリーバースの方も検討されているということをお伺いして安心しておりますが、今日も船欠航してまして、昨日も変則的那覇からの繰り下げ、で渡嘉敷からは繰り上げというかたちで船が動いています。フェリーとかしきに変わってから、仕事上、ほぼ毎日といっていいほど港にいますので、フェリーのロープをとる機会が多いのですが、以前、フェリーけらまのときには共ロープ、うしろのロープは1本ですんでいて、よほどのうねりが港内に入ってこない限りは2本とるということはなかったんですが、現在毎日、2本とる状況。というのも船の大型化に伴ってフェリーとかしきは、航行中の安定性はあると思うんですが、接岸中、いまの向きの接岸だと、長いこと接岸できない港を傷つけてしまうということで繰り上げ出港等が増えてきて、いろいろ観光客にも村の経済にも影響が出てくると思います。なので、東向きというんですかね、新しいフェリーバースの建設、それについて早急に進めていただきたいんですが、予算の面厳しいと思いますが、こういった期間、できるだけ早くという回答にはなると思うんですが、その予算の面も含めて、今後、こういった方法、時間をかけて進めていくか、どれくらいかかるか、目安みたいなものが、もしあれば教えていただきたいと思います。

○ 新垣聡経済建設課長

ただいまのご質問なんですけれども、予算については県の管理ですので、県が事業計画

して予算を立てていくんですが、先ほど村長の答弁にもありましたが、昨年度静穏度調査が実施されて、その結果を踏まえて県としてはどのような対策が最善策なのか、見極めて事業化していくというふうに向っております。なので村としては継続して港湾内の静穏化に向けての要望をしていく予定でございます。

○ 3番 新垣一史議員

港湾は県の管理ということで、毎回港湾関係の質問が出るたびに県との調整で、村ができることは要望していく、強くお願いしていくというかたちになっていくので、今後、こういう問題が起きたのでこれを県に要請するというもあるんですが、港湾の将来像ですね、どういったかたちを将来的につくっていくか、そういうビジョンも含めた、何十年先といったプランですね、そういうのもつくっていただいて、問題が起きてから要望するのではなく、前もってこういう計画を進めていただきたいというふうに要望をあげていただきたいんですが、そういった総合的な港湾の将来像とか、そういうプランとかはあるんでしょうか。

○ 新垣聡経済建設課長

これまでずっと継続的に港湾については要望を行ってきて、今年要望したから来年度できるというようなものではなくて、継続していく中で、何が優先順位かというようなことを県が判断して、事業化しているんですけれども、これまではフェリーの大型化に伴い、防舷材の設置と遊漁船の方の護岸の嵩上げ、そういうことを年次的に行っている状況ですので、先ほど答弁した事業に関しましても、継続して村としては要望を行っていくということですが。

○ 3番 新垣一史議員

村の方としてはよく他の市町村とか、事業プランとかである公園とか、港湾とかの完成予想図みたいな図面だったり、絵だったり、合成写真だったり、そういうのを見たことは多々あるんですけど、これはあくまでも県の方が出してこないと村の方ではそういう要望はできないということでしょうか。村の方でそういう予想図というんでしょうかね、そういったものを県の方に提出して要望するということが可能なのでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

先ほどの答弁の中にもありましたけれども、県が静穏度の調査をしております。その結果を踏まえてどういった対応、対策が最も有効かということを検討していくということになっておりますので、現在、例えば村が専門的な見地でもって、ここに護岸をつくってこう配置した方がいいとか、ということは示せませんので、青図と全体の将来像ということについても、それはお示しすることはできないという状況でございます。

○ 3番 新垣一史議員

専門的な見地で取り組むことはできないということですが、県とのやり取りの中である程度の村の要望ですね、もちろん港湾施設をただ利用するだけではなくて安全面とか災害

も考えて建設しないといけないと思いますので、県主導の事業なんですけど、村の方の意見も取り入れてもらえるように今後要請の際にはそういう風に話をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。よろしくお願いします。

では次の質問に移ります。村長の政策についての質問にあたるんですが、村長が選挙前に出された、政策に幼稚園の完全給食ということで先ほどお話も、與那嶺議員の質問の際にもお話がありましたけど、それに向けての予算の問題、あと父兄との意見交換とかはあったのかというのを教えていただきたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

いま現時点で幼稚園の完全給食を実施すると決定したことはございませんので、予算も計上はしておりません。今後、保護者を含めたアンケートなり話し合いを行っていきたくて考えておりますが、私、1年半教育課長を務めた中でいろんな声を聞いております。自分をつくった弁当を食べてもらいたいという保護者の方もいます。完全給食を望む保護者もいますという状況ですので、特に幼稚園については4時間保育ということになっていきます。午前中で終わって帰りますという中で、現時点、午後に預かり保育をする方々も一旦お家に連れて行って、一緒に食事をしてからまた午後預けに来るという、いろんな形態がございますので、広く意見を聞いて検討していきたくて思っております。

○ 3番 新垣一史議員

いま回答があったように、いろいろな意見があると思います。私の方にも15歳までしか島で過ごせない子どもたちのために給食ではなく、いま保育所の方も給食で小中学校ももちろん給食なので、幼稚園の3年間だけでも弁当をつくってあげて家族の会話を増やしたい、子どもたちにそういう両親の味を覚えていてもらいたいという意見もございまして、いま実施をするという方向で進めているわけではないということですが、もちろん政策に上げたからにはどうかたちで予算を生み出しているのか、そういうふうな予定はあったのかと思います。ですが、9月の定例会の質問の回答の中で現在の給食費だけでは賄えなくて、村費の方から持ち出しもあるということで、そのときは給食の半額補助の要請だったんですが、それは今のところできないということだったので、村費を持ち出しているというなかで、やはり完全給食にするとさらに出費が増えると思うんですが、村長が完全給食という言葉を出したときの予算、どこからどういうふうにつくるのか、もし予定があったとしたら教えていただきたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

現時点においても学校給食を提供するにあたって、人件費、食材費等含めて考えたときに、いまいただいている給食費は10分の1にも満たないという状況でございます。食材費についても3分の1から4分の1程度ということになっております。その中での運営ということになっていきますので、ある程度、幼稚園も完全給食になったとしても負担をいただくということで、予算的には賄っていく方向になるかと考えております。ただ、いま現在、

幼稚園は完全給食にしますということではなくて、先ほど答弁したとおり、こういった形態が好ましいのか、これは保護者も含めて検討していきたいと思います。

○ 3番 新垣一史議員

この件につきましては、政策ということで発表されておりますが、その方向で進めていくということではなくて、検討してどういったかたちがベストかということで進めていくということによろしいでしょうか。ありがとうございます。

最後の質問に移りたいと思います。これも村長の政策の方に入っていることに対する質問なのですが、働き方改革の中の、1つ目に職員の意識改革への取り組みというふうにあるんですが、そこに書かれている内容ですね、チラシというんですか、それを持ってきたんですが、ちょっと読み上げますと、「職員の意識改革への取り組み。事務事業の見直しで業務の効率化を図り、効率的で効果的な質の高い仕事に繋げ、家族サービスや趣味を楽しむ時間を確保すると同時に住民満足度を向上させる」というふうにあるんですが、職員の意識改革となると、モチベーションだったり、心の部分だと思うんですが、ここに書かれているのは事業をどう進めるか、業務的な話だと思うんですが、意識を改革するという意味では村長はどういったかたちで進めていこうと思っているか教えていただきたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

私が考える職員の意識改革というのは職員が自ら考え主体的に仕事に取り組む姿勢を身に付けることと考えております。現時点においては増大する行政事務を効率的に処理し、住民と対話する時間を確保するためには、事務処理の外部委託や電算化を進めて職員のスキルの向上、必要な研修会への派遣や開催をするということでの意識改革に繋がると思っております。

○ 3番 新垣一史議員

今の回答も効率化を図って時間をつくることによって、村民との対話を増やしたりということによって時間をつくるという話だと思うんですが、いざ外の方から私たちが見てて、それぞれ職員の抱えている仕事量が多いというのと、それぞれの仕事に分かれてしまっているというので、ある状況なのかと思いますが、見ていると同じ職場いるんですが、他者への何というんでしょうかね思いやりじゃないですけど、他者と同じ職場で仕事をしているという協力態勢というのがあまり見られないように思われるんですが、意識というのはそういう部分だと思うんですが、今の意見を聞いての村長の見解と、どういうふうに変えていくかというのを教えていただき。

○ 座間味秀勝村長

私が先ほど與那嶺議員の質問に答弁した中にもありましたけれども、例えば教員住宅であったり、村営住宅であったり、住んでいる人にとってはまったなしの状況が修理が発生するとかといったことがあります。こういったことに事務の仕事をしなから、業務をしな

がらそういった不規則に入ってくる業務にも対応しないということになると非常に負担が大きいですね、職員にも。ですからそこはきちっときりわけて、そこには専門に担当する者を配置するようなかたちをとって、事務も効率的に進められるような状況をつくりたいと、係によって事務負担のばらつきがあるというお話もありますけれども、そういった効率化、電算化、そういったものを含めて今後徐々に見直していきたいと考えております。

○ 3番 新垣一史議員

私が言いたいのは、もう少し簡単な気持ちの部分の話で、例を上げれば先ほども申しましたけれども仕事でほぼ毎日、フェリーの入港時に港にいるものですから職員の方々が自分の担当の業務のために島外からのお客さんを迎えに来たりとか、港にいらっしゃる時間帯があるんですが、待ってる間に、どこも人手が足りないということで、僕も手伝っているんでロープをとるという一つの作業ですね、人手が足りないという状況だと思います。それに対して職員の方は待っている時間特にすることがないと思んですが、率先して手伝う様子もあまり見受けられないので、確かにこのロープをとるという作業に危険が伴うとか、そういうのはあるかと思いますが、実際、自分もできていることですし、それに対して特に研修等は行ってないと思います。なのでそういった例もありますので、もう少し、お互いがお互いを助け合う、支え合うというかたちの仕事のやり方をすると、また時間の余裕とか、そういうのにも繋がると思うんですが、村長はどうお考えでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

自分の目の前の仕事を片付けるのに精一杯でまわりが見えないという状況もあるかと思えます。そこで気付かないと、ですから、この考える見えるゆとりを持つ、村民とも向き合うゆとりを持つ、村民と向き合うゆとりを持つというのは当然隣の職員がどうしているのかとかいうことにも目が向くと思います。そういったことも含めての私の考えで、先ほどいいました業務の事務の効率化を進めて、まわりが見れる、気配りができる、そういった態勢になっていくことが大事だと考えています。

○ 3番 新垣一史議員

この働き方改革、意識改革、とても重要な村の行政サービスを向上させるためにも、とても重要でいい政策だと思います。ぜひ、職員の意識改革を進めていただいて住民へのサービス、職員の方々の負担軽減そういったものが今後うまく行くように村長の職員との対話、そういうのも求められてくると思います。ぜひ、村民との対話はもちろんなんですが、職員との対話も大事にしてください、村の行政サービスを円滑に進めていただけるようお願いしたいと思います。これを持ちまして私の質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○ 玉城保弘議長

これで、3番新垣一史議員の一般質問を終わります。

次に、5番座間味満議員の発言を許します。

○ 5番 座間味満議員

一般質問入る前に、村長就任おめでとうございます。これから4年間一緒に素晴らしい村づくりに頑張っていきたいと思いますので、ひとつご協力よろしくお願いします。

それでは一般質問に移らせていただきます。これまで3議員からも私が一般質問をしようと思ったことを、ほとんど答弁してもらったことになったわけなんですけど、同じ答弁になるかもしれませんが、それなりの答弁を村長お願いしたいと思います。

まず、1番目に、公約についてなんですけど、村長は選挙運動の際に村民に何点か、公約しましたけど、例えば、先ほどもお話がありましたように、保育所の日曜祭日の預かり保育、幼稚園の完全給食などいろいろありましたけど、いろいろ公約最初に言っていた中から、まず最初に取り組もうとしている公約はなんですか、お伺いします。

○ 座間味秀勝村長

それではお答えします。これはすぐに取り組んでいる部分がございます。住民の生活、産業の振興など、すべてにおいて重要なインフラである村営航路の安全運航確保のために渡嘉敷港の浚渫、これについて関係各省の働きかけをしております。

また、保育所が休みの日の預かり、このことについてはファミリーサポートセンターなどの支援事業がございますので、これらの導入を検討していきたいと思っております。ファミリーサポートセンター事業というのは乳幼児小学生等の児童を有する、子育て中の労働者、主婦を会員として、要するに子どもをもっている人たち、そのものを会員として、お互いが預かりをする援助、これを行うこと。これで助け合い、相互の扶助をしていくということでございます。

また、ご質問の中に、幼稚園の完全給食とありますが、先ほどお答えしましたとおりでございます。完全給食については、まだ乳幼児の保護者等も対象にアンケート調査等を行って実施に向けた方向性、実施が必要なのかどうか、そこも含めて検討していきたいと考えております。

○ 5番 座間味満議員

これから検討していくということなんですけど、まず、4月頃から実際取り組むことができる事業が、公約があるのか、そのへんをお聞かせください。

○ 座間味秀勝村長

まだ具体的に予算化計画という段階までにはいたっておりませんので、私が公約したなかですぐに4月から成果が出ると、あるいは取り組みがあるということについては現時点ではお答えはできません。

○ 5番 座間味満議員

すぐはできないということなんですけど、ぜひ、この4年間の間に公約したことすべて完結できるように頑張りたいと思いますので、私たちも協力しますので、よろしくをお願いします。

続きまして、2番目、イノシシ対策についてなんですが、先ほどもご答弁があったとおり、同じ一般質問になるんですが、最近、新聞等でイノシシの問題が記事になっています。環境省及び県の農林水産部などが駆除の計画を予定しているようですが、例えば、この前の新聞に載っていたのは環境省が地域の方にハンター免許をとらすというふうな、具体的なことも書いてあったんですが、村の見解としての意見がありませんでした。それに関して村長はどのようなお考えでしょうか、よろしくをお願いします。

○ 座間味秀勝村長

先ほどの新垣議員への答弁と同じ内容なんですが、環境省の指定管理鳥獣捕獲事業交付金、これを利用して沖縄県がこの事業に取り組んでいると、今年度はその調査をしていると、どこにどのくらいの個体数があるのかとか。具体的にどういった罠、どういった捕獲方法が有効なのかということ今年度検討して、次年度から実施に入っていくという段階でございます。32年度にかけて、集中捕獲を実施すると、31年度から、32年度にかけて集中捕獲を実施するという計画になっていますので、村としてもそこに協力をしてやっていきたいと考えております。

○ 5番 座間味満議員

ただいまのご答弁ですが、そのまにしておくとかせつかく国立公園に指定されたわけなんですけど、現状でいきますと天然記念物がほとんどいなくなると、そうした場合に考えられることが国立公園からはずれた場合にどうなるかということにも十分考えられると思いますので、私も元担当として、いろいろやってきたんですが、要するに、箱罠だけでは十分じゃないかと思われまますので、いろいろ検討をされて、もっと捕獲率が高まるように頑張ってもらいたいと思います。

それでは、最後の質問に移ります。3番、いま次年度の予算編成に入っていると思うんですが、先ほどもご答弁がありましたとおり、美月橋が危険のために除去されています。先ほど村長からも答弁がありましたように人道橋の件なんですが、これは嘉手苧川の上に渡嘉敷林道が登っている、避難道路の標識が出ていますよね、そこを補助金でらみで人道橋と避難道路を一体化した補助金ですぐ渡嘉敷林道に避難できるような避難道路をつくらどうかということなんです。これを予算化してもらいたいということに関してご答弁をお願いします。

○ 座間味秀勝村長

現時点において、具体的名計画を持っておりませんが、おっしゃるとおり、畑にいる人が直接そこから避難できるというのが有効な避難道だと考えますので、そこも含めて今後計画を検討していきたいと考えています。

○ 5番 座間味満議員

ひとつよろしくをお願いします。それでは最後に、大谷辻の歌碑の場所にトイレを設置してはいかがでしょうかという質問なんですが、最近、国立公園指定されてからだいぶ観光

客が増えてますので、そこで夏場とか弁当とか、いろいろ座って雑談とかしている方がいっぱいいらっしゃるわけなんですけど、これまで同様トイレの設置をお願いしたいと思います。ひとつ、これに対してのご答弁をお願いします。

○ 座間味秀勝村長

以前にも議会で公衆トイレの増設ということがあがったかと思いますが、現時点においてトイレの設置に関しましては現在ある各所の公共施設及び公衆トイレについて、観光マップ等に場所を掲載しておりますので、そちらを利用していただくということでご案内をしたいと考えています。現時点で新規のトイレ設置をすることは計画はしておりません。

○ 5番 座間味満議員

現在、計画はしていないということなんですが、ぜひ、これ前向きに考えて、観光立村、例えば他のところ、京都とか、そういうところに関しては、だいたいトイレの設置とか、公共施設に対して、だいたいあると思うんですよ、そのへんも加味して、ひとつ前向きに考えてもらいたいと思います。これで私の一般質問を終わります。ご答弁ありがとうございました。

○ 玉城保弘議長

これで、5番座間味満議員の一般質問を終わります。

休憩します。

再開します。

次に、6番當山清彦議員の発言を許します。

○ 6番 當山清彦議員

一般質問に入る前に、村長、村長選挙での初当選、そして村長ご就任誠におめでとうございます。私も9月に3期目の当選をさせていただいて、これからだいたい同じ時期です、4年間共に島の発展のために頑張ってこれたらと思っております。4年間よろしく願いいたします。

それでは、通告書に従いまして一般質問を行います。まず、村長の政治姿勢についてお伺いいたします。11月20日から村長就任から1カ月も経たない状態での定例会開会となりました。今回はあんまり多く伺おうとは思っておりません。村長就任からこれまでの、先ほど行政報告でもありましたけれども、上京の際、宮腰光寛内閣府沖縄担当大臣と面談したと伺っております。その際の要請内容と面談の手ごたえをお伺いします。

○ 座間味秀勝村長

それでは、當山議員の質問にお答えをいたします。11月28日、千代田区永田町の中央合同庁舎にて内閣府宮腰沖縄担当大臣と面談をさせていただきました。その際に、来年12月就航予定の高速船の買い取り支援、それから渡嘉敷港の港湾整備について要望をしてみました。宮腰大臣は以前渡嘉敷島にいらしたことがあり、定期船や港の状況などにも詳しく、当初10分程度の面談予定でしたが、台風24号での高潮被害が港湾内のうねりで船が

欠航するといったこと。浚渫土砂の島外搬出等についてお話をしたところ、ご理解を示していただき、40分程にわたり意見交換をさせていただきました。

特に浚渫土砂の搬出につきましては、同席されておりました北村沖繩振興局長、中嶋護参事官、日下正周政策統括官らに、内閣府として国、県を含めて対応するよう支持をされておりましたので、何らかの動きはあるものと思っております。

○ 6番 當山清彦議員

ありがとうございます。宮腰大臣は皆さんご存じのとおり現在内閣府の沖繩担当大臣として活躍をされておりますが、自民党内でも農水の部分と沖繩振興の部分に関してたいへん深い理解を得られている方で、1区の離島の町村長ともよい付き合いをしている方でございます。本年も行政の陳状なり、いいかたちで宮腰大臣へ要請できるのかなと思っております。またこの面談の際、10分しかない時間を40分ほどいただいたということで、村長の要請内容が素晴らしいものだったのかなというふうに理解をしております。

次に移ります。1同様、就任から、先ほど行政報告の中でもありましたけれども、他の国会議員、そして各省庁役人への要請、面談の手ごたえをお伺いいたします。

○ 座間味秀勝村長

就任からこれまでに、先ほどお話ししました内閣府宮腰沖繩担当大臣、それから島尻愛子内閣府大臣補佐官、遠山清彦衆議院議員、國場幸之助衆議院議員、西銘恒三郎衆議院議員と面談をし、それぞれ高速船建造への支援及び渡嘉敷港の港湾整備について要望をいたしました。どなたも私の訴えに親身に耳を傾けていただいたと感じております。今後も様々な行政課題の解決に向けて政府とのパイプづくりの足がかりになったのかと思っております。

○ 6番 當山清彦議員

ありがとうございます。村長就任から間もない中、数多くの外交をこなされて、たいへん村の振興のためにも実を結んだ外交となったと思っております。その中で、今話したとおり政府とのパイプをつくっていくと。政治家はやはり計画の立案から、そして行動、そして実現力というものが私は大事だと思っております。その中で村長の力を発揮されるのは予算を取ってくるのだと思っております。これからも村長の外交活動に期待を申し上げまして次の質問に移ります。

村長選挙の際掲げた座間味秀勝村長10の政策について数多くの政策を掲げて当選されたわけでございますけれども、政策実現に向けての決意を改めてお伺いいたします。

○ 座間味秀勝村長

先ほど與那嶺議員の質問にも答えたとおり、数多くの政策を掲げております。掲げた政策の実現には村民の皆さま、そして職員の皆さまのご理解とご協力が必要でございます。日頃の小さな時間であっても様々な機会を捉えて村民、職員との対話を通してこれらの取り組みについて理解を得ていきたいと考えております。また、県や国への要望についても

精力的に取り組み、政策を実現してまいります。

○ 6番 當山清彦議員

8年ぶりの村長選挙となったわけですが、対立候補の方も、そして座間味村長も積極的な選挙運動、そして村民に対しての公約を掲げて座間味村長は当選されたわけですが、またこの実現に向けて我々議会もしっかりと議会で協議の上進めていっていただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。この10の政策の中で私が一番注目しているのが意識改革の部分ですが、事務作業の見直しとございますけれども、具体的な取り組みについてお伺いいたします。

○ 座間味秀勝村長

午前中の新垣議員の質問にもございましたが、職員の意識改革とは職員自らが主体的に考え取り組む姿勢、これを身につけることであると私は考えております。増大する行政事務を効率的に処理するため、事務処理の外部委託や電算化を進めることで村民と向き合う時間を確保できると考えております。中でも特に国や県などへ毎年提出する調査物や統計業務、これらにつきましては早急に電算化を進めていきたいと考えております。

○ 6番 當山清彦議員

私も今回、議員の皆さまの同意を得まして2期目の監査委員を拝命しております。監査の中でも監査的な立場から行政の仕事の見直し等もこれまで識見監査委員、事務局と共にやってきたつもりでございます。3番にも共通することがございますけれども、今後も業務の見直し、また職員の意識改革等、監査の立場からもご提言を申し上げさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。村長選挙の際の村長のテーマの一つ、村民と向き合い対話する行政というテーマを掲げて村長は今回当選されたわけですが、過去、私が当選してから過去の村長にも伺ってまいりましたけれども、過去の村長がなかなかこの村政報告会というものを改正しなかった。それに対して村民の苦情もきてたわけですが、私は今回の村長選挙の際に、このテーマを座間味秀勝村長が掲げたことに、私はたいへん嬉しく思っております。今後のこの対話をどのようなかたちで村長が進めていくのか、今後の取り組みをお伺いします。

○ 座間味秀勝村長

村民との対話については、私自身日頃からちょっとした時間でも会話をする機会を積極的に設けていきたいと考えております。また、職員についても仕事に対し自ら考え、主体的に取り組む姿勢を身につけることが村民と向き合い対話する行政につながると考えております。また、これまでの行政懇談会の持ち方についても、より多くの村民が参加し、意見しやすくなるよう工夫をしていきたいと考えております。私の政策報告会などについては、現在具体的な日時等の計画はもっておりませんが、少なくとも1年を区切りとして何

らかのかたちで実施したいと考えております。

○ 6番 當山清彦議員

今の村長の答弁の中で行政懇談会が出てきましたので、ここでご提言したいと思いますが、行政懇談会は村民からするとたいへん不満な部分が多いと。発言される住民も限られているわけです。その中、住民を前に皆さん執行部がどんと並べられて、住民が何かを言えといわれてもそれは言えないです。間違いなく言えない。この行政懇談会のあり方については今一度考えていただいて、また村政報告会に関しては村長も後援会としっかりと協議の上、村民との対話の場をしっかりとつくっていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

次に2番、県民投票についてお伺いたします。辺野古米軍施設のための埋め立ての賛否を問う県民投票条例が10月31日に公布されました。私は反対の立場から県民投票条例と市町村が行う事務作業について村長の見解を伺いたしたいと思います。この件に関しましては今回、議会の最後に発議でも上がっております。また、補正予算案の関係でも執行部の皆さんにたいへんご迷惑をおかけしたと思っておりますが、私は反対の立場です。そこで結局、予算が否決されても地方自治法の177条と176条の関係で再議に付されなければならない。結局は村長が最終的に全てを決めるというのが今回の条例でございますので、現在の村長の見解をお伺いします。

○ 座間味秀勝村長

この件につきましては県内市町村議会において、各市町村の議会において県民投票のもたらす効果について様々な議論が交わされていることは承知しております。本村においても私の就任以前に実施の意思表示がなされております。また、沖縄県は県民投票にかかる事務費は義務的経費であり、地方自治法第177条が適用されるとしております。これにかかる予算案が市町村議会で否決された場合、同条分によりますと首長が再議に付さなければならないと規定されております。そこで否決された場合の対応として、首長が専決処分で経費を支出することができるというところまで定めがあると理解しております。

沖縄県が県民投票条例と地方自治法に基づき市町村長には県民投票に事務を執行する義務があるという姿勢を示しております。私としましては今後の村政運営を考慮すると、現時点において県民投票を実施しないこととするにたる決定的な理由はないものと考えており、実施する方向で考えております。

○ 6番 當山清彦議員

これからの予算審議等発議の中で今一度申し上げていきますけれども、現在この反対の意見書を提出しているのが石垣市、そして宜野湾市。事務作業保留しているのが糸満市、宜野湾市、石垣市、この3つとなっております。また、宮古島市では10日ですか、予算案を省いた、この県民投票に関する予算案を省いた状況での予算が可決していると。宮古島市はもうやらないというふうに決めたと。今後、首長の動向を見ると思いますが、

その時点で、この条例に載っている目的は果たせることは私はできないと思っております。この10日以降、各自治体で議会の判断が出てくるとは思いますが、この判断をしっかりと見て決めるという内容の理解でよろしいでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

議員おっしゃるとおり、この県民投票が本当に県民投票としての目的を果たせるのかどうかということは非常に大事な観点だと思います。今後、情勢も見ながらということに最終的にはなるとは思いますが、先ほど申しましたとおり、現時点においては実施の方向ということでご理解をいただきたいと思っております。

○ 6番 當山清彦議員

私は1つの自治体が欠けることがあれば、目的は果たせないと思っております。その点も踏まえて、また発議でも意見書提出をさせていただきますけれども、今後の、今後といっても、もう2月14日から2月24にかけての県民投票になります。総務課の皆さんの事務負担が増えるわけです。費用対効果の面からみても私は実施すべきではないと思っております。また今後の他の自治体の動向を見ながら村長には慎重な判断をしていただけたらと思っております。

次の質問に移ります。監査委員の増員についてお伺いたします。今回2期目の議選監査委員を拝命させていただきまして、これまでの一般質問で申し上げてきたとおり、今年の11月を目処に総務省が新たに監査基準を定めるための指針を出していくと。ただ先日行われました町村監査研修会において総務省の作業が遅れているのが現状で、まだ指針が出ていない中ではございますけれども、現状、いま私2期目で5年目に入るわけですけれども、その中で様々な監査をやってまいりました。今後さらに厳しく監査をしていく上であと1人私は増員した方がいいと思っております。村長の見解を伺います。

○ 座間味秀勝村長

現在、本村行政運営において様々な行政サービスのため多くの職員を抱えております。その中で一括交付金や環境協力税を活用し賃金等、財源を捻出しておりますが、一括交付金については時限措置であり、その後の財源確保など目処が立たない現状においては、一般財源による支出は極力抑えたいと考えております。監査業務について膨大な事務量であることは承知をしておりますが、監査にかかる日数を増やすなど現状の2人態勢で実施できるよう対応をお願いしたいと考えております。

○ 6番 當山清彦議員

今回この増員については初めての質問となります。通告書の下の方に記載しておりますけれども、地方自治法の第7章執行機関、第3節の委員会及び委員、第5款第195条普通地方公共団体に監査委員を置く。2項監査委員に定数が都道府県及び政令で定める市にあっては4人とし、その他の市及び町村にあっては2人とする。但し条例でその定数を増加することができるというふうに記載をしております。私としては前任の識見監査委員から

現の監査委員が就任する際にも、その疑問をこの場で提言したつもりでもあります。そのことも踏まえて、これからの監査業務、村の監査能力の強化というのは私は必要不可欠だと思っております。今回初めての質問になります。今後も同様の要請をしていきたいと思っております。

また、村長、今回就任されてから今後沖縄振興計画が切り替わります。平成34年度からは新たな沖縄振興計画になってまいります。村長の行政報告の中でもあったように高速船に関わること、そして港湾の浚渫に関すること様々な要請、そして一括交付金の継続、そして高速船の買い取り諸々村長の政治力が今後問われてくると思っております。村長の4年間に心から期待を申し上げて今回の一般質問を終わります。ご答弁ありがとうございました。

○ 玉城保弘議長

これで6番當山清彦議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

休憩します。

再開します。

日程第6、同意第4号、渡嘉敷村教育委員会教育長の任命についての同意を求める件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

同意第4号

教育長の任命について

下記の者を渡嘉敷村教育委員会の教育長に任命したいので議会の同意を求める。

記

住 所 渡嘉敷村字渡嘉敷36番地

氏 名 知念 優

生年月日 昭和32年5月14日

平成30年12月12日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

提案理由

渡嘉敷村教育委員会の教育長が平成30年9月30日付で退任したことから、その後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

以上、審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

以上で提案者からの説明を終わります。

これより、同意第4号、渡嘉敷村教育委員会教育長の任命についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより同意第4号、渡嘉敷村教育委員会教育長の任命についての採決を行います。

この採決は挙手採決で行います。

本件は提案者の説明報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。従って、日程第6、同意第4号、渡嘉敷村教育委員会教育長の任命同意については原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第43号、渡嘉敷村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第43号

職員給与に関する条例の一部を改正する条例

渡嘉敷村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成30年12月12日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

提案理由

沖縄県人事委員会の給与勧告並びに国及び他の都道府県の職員の給与改定を考慮し、職員の給与を改定する必要がある。これがこの条例案を提出する理由であります。

後ろの方に、次のページの方に内容は載っております。

ご審議の方をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより日程第7、議案第43号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第44号、渡嘉敷村航路事業特別会計財政調整基金条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第44号

渡嘉敷村航路事業特別会計財政調整基金条例

渡嘉敷村航路事業特別会計財政調整基金条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

渡嘉敷村航路事業特別会計財政調整基金条例

(設置)

第1条 渡嘉敷村航路事業特別会計（以下「特別会計」という。）の健全な財政運営を図るため、地方自治法第241条第1項の規定の基づき、渡嘉敷村航路事業特別会計財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、予算の範囲内とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 村長は特別会計の健全な財政運営を図るための財源に充てる場合に限り、基金の全部または一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年12月12日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

提案理由

新造船の就航に伴うリース料等が発生してくることなどから、基金を設置して今後の航路事業の健全な財政運営を図るため、船舶財政調整基金条例を制定する必要がある。

以上、審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより日程第8、議案第44号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第45号、渡嘉敷村青少年旅行村施設使用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第45号

渡嘉敷村青少年旅行村施設使用料徴収条例の一部を改正する条例

渡嘉敷村青少年旅行村施設使用料徴収条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

渡嘉敷村青少年旅行村施設使用料徴収条例の一部を改正する条例

渡嘉敷村青少年旅行村施設使用料徴収条例の一部を次のように改正する。

第3条第2号に「但し、宿泊を伴わない場合は1人につき150円」を加える。

附 則

この条例は平成31年1月1日から施行する。

平成30年12月12日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

提案理由

これまでキャンプ場使用料設定については、大人500円、小人250円であったが、修学旅行、一般の日帰り等の利用状況に併せた金額設定を実施し、更なる利用促進を図る必要がある。

以上、審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 2番 国吉栄治議員

村長、これ一般の日帰りなどというのは、あくまでもイベントのことですか。それとも

夏場、公共交通機関を利用して降りられてシャワー使ってるお客様とかいらっしやいますけど、その方々からも徴収するというかたちですか。

○ 玉城広喜商工観光課長

今の質問についてお答えいたします。修学旅行でバーベキューをする場合などの団体客に対しての徴収料として設定しております。

○ 2番 国吉栄治議員

ということは、一般の日帰りのお客様ではないということでしょうか。ありがとうございます。

○ 玉城保弘議長

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより日程第9、議案第45号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第46号、平成30年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第46号

平成30年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第3号)について

平成30年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第3号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年12月12日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

平成30年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第3号)

平成30年度渡嘉敷村の一般会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6千835万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億9千967万2千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は「第2表地方債補正」による。

平成30年12月12日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 2番 国吉栄治議員

29ページの観光施設整備費、補正額が740万1千円変更になっているんですけど、これは大きく委託料の667万4千円の慶良間諸島国立公園阿波連海岸園地休憩所基本実施設計業務というふうになっているんですが、ここの場所というのはどういった所なんですか。

○ 玉城広喜商工観光課長

ただいまのご質問にお答えいたします。先ほども一般質問でございましたが、阿波連ビーチ入口の広場のほうですね、あそこの環境省との休憩所も含めた施設整備を見直すということから、渡嘉敷村が整備計画してましたサービスブースの実施設計委託料となっております。見直すことでこれを今回補正で減額するということになっております。

○ 玉城保弘議長

他に質疑はありませんか。

○ 5番 座間味満議員

35ページ、学校建設費の中で委託料450万円と、次のページ、工事請負費約5千万、4千920万円、補正でこれだけの金額が上がってきているわけなんですけど、これは当初予算で計上できなかったのか、それとも補正でやった場合に実際対応できるのか、そのへんのご答弁をお願いします。

○ 座間味秀勝村長

この委託料工事費についてはですね、国の補正予算による事業執行ということで計上しております。これは大阪の方でしたかね、ブロック塀が倒れて小学生が亡くなられたという事故がございました。それを受けて国が緊急に整備すべき、基準例にそぐわないブロック塀を改修するよにということでの事業ということで計上しております。但し、これはまだ沖縄県の方、これは県を通じて交付金というかたちで流れてくる予算なんですけど、県の交付要綱等、実際にまだ固まっておきませんので、予算は計上しておりますが、執行詳細については年明け以降に検討していくということになると思います。

○ 5番 座間味満議員

じゃあこの予算については、結局新年度にまた持ち越しというふうなことも考えられるわけですか。

○ 座間味秀勝村長

新年度に持ち越しということではなくて、今年度の補正で計上しておりますので、繰り越しになるかどうか、このへんもまだ明確に定まっておられません。

○ 5番 座間味満議員

結局、もう1月から3月までだったらこの市町村も一緒だと思いますが、もう工事、土木に関しても建築に関してもそれぞれ工期が迫ってくるわけなんですけど、このへんよく考えていただいて、ぜひ今年度予算内で執行できるように頑張ってもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

○ 玉城保弘議長

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○ 6番 當山清彦議員

私はただいま議題となりました、議案第46号、平成30年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第3号)について、反対の立場から討論をいたします。

この補正予算案の中には、現在開会中の沖縄県議会において、激論が交わされている「辺野古米軍基地建設のための埋め立ての賛否を問う県民投票条例」に関する予算、総務費2款1項17目に県民投票管理費が計上されております。県民投票条例の何が問題なのか、以下7件提言させていただきます。

1、県民投票条例の文言の中には、そもそもの原点である普天間飛行場の危険性の状況についてなら配慮、検討がされていない。

2、投票結果を得て反対が多数になった場合の普天間飛行場の危険性の除去をどのように推進していくのか検討がなされていない。仮にこれまで同様、即時無条件返還、新基地建設阻止だけを訴えるのなら、普天間の危険性が放置され、普天間飛行場の固定化のリスクが高くなる。

3、この問題に関する県民の意思は多様であり複雑なので、賛成、反対の二択に集約することはできない。投票できない県民が多数発生するため、条例第1条の目的を実現できない手段となっている。

4、5億5千万円の税金を投入して、市町村の事務負担を発生させて実施する意味が、費用対効果の面からも存在しない。

5、表題及び第1条にある「米軍基地建設」は、「既存の施設であるキャンプシュワブ内に代替施設を建設する」のであって、時事と異なるという立場、意見も強い。表題及び第1条の記載に厳しい県議会において厳しい対立があることが前提となっている以上、客観的かつ中立的な情報提供、条例第11条第2項がそもそも実現できない。

6、条例第13条「第3条の事務のうち、投票資格者名簿の調整、投票及び開票の実施、その他の規定で定めるものは、地方自治法第252条の17の2の規定により、市町村が処理することとする。」と記載されている。県議会において「処理することとする」では強制的になるため「処理することができる」という文言が自治体の自主性を尊重するなどの議論が交わされているが、第13条の記載に厳しい対立があることが（3）や（5）同様、目的の実現、客観的かつ中立的な情報提供が実現できない。

7、現時点で石垣市議会、宜野湾市議会が反対の意見書を提出しており、石垣市、宜野湾市、糸満市が事務作業の対応を保留し、うるま市議会が関連予算案を否決、宮古島市議会が関連予算を削除した予算案を可決しているのが現状であり、条例第1条の目的を実現できない。

以上のことから県民投票条例に関する予算、総務費2款1項17目に県民投票管理費が計上されている本補正予算案に強く反対申し上げ、討論を終わります。

○ 玉城保弘議長

他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

休憩します。

再開します。

これより議案第46号についてを採決いたします。

本案に賛成の方の挙手を願います。

（挙手3名）

賛成者は3名です。従って、本案は議案のとおり可決されました。

日程第11、議案第47号、平成30年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第47号

平成30年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第4号）について

平成30年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第4号）を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

平成30年12月12日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を必要とする。

平成30年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第4号）

平成30年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ625万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9千552万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月12日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第47号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第48号、平成30年度渡嘉敷村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第48号

平成30年度渡嘉敷村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

平成30年度渡嘉敷村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

平成30年12月12日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

平成30年度渡嘉敷村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成30年度渡嘉敷村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9千961万7千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月12日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第48号についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第49号、平成30年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第49号

平成30年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

平成30年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

平成30年12月12日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

平成30年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

平成30年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ555万1千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月12日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第49号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第50号、平成30年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第50号

平成30年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について

平成30年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

平成30年12月12日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を必要とする。

平成30年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

平成30年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ105万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5千879万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月12日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第50号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第51号、平成30年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第51号

平成30年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第3号)について

平成30年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第3号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年12月12日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を必要とする。

平成30年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第3号)

平成30年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ25万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5千116万4千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月12日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第51号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

再開します。

日程第16、発議第3号、「辺野古米軍基地建設のための埋め立ての賛否を問う県民投票条例」に反対し、一日も早い普天間飛行場の危険性の除去及び閉鎖・返還を求める意見書についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 5番 當山清彦議員

発議第3号

平成30年12月12日

提出者 渡嘉敷村議会議員 當山清彦

賛成者 渡嘉敷村議会議員 座間味満

「辺野古米軍基地建設のための埋め立ての賛否を問う県民投票条例」に反対し、一日も早い普天間飛行場の危険性の除去及び閉鎖・返還を求める意見書
上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により議会の議決を得たいので提出する。

発議第3号

提出者 渡嘉敷村議会議員 當山清彦

賛成者 渡嘉敷村議会議員 座間味満

「辺野古米軍基地建設のための埋め立ての賛否を問う県民投票条例」に反対し、一日も早い普天間飛行場の危険性の除去及び閉鎖・返還を求める意見書
去る10月31日に沖縄県は「辺野古米軍基地建設のための埋め立ての賛否を問う県民投票条例」（以下、県民投票条例）を公布した。県民投票条例を審査した沖縄県議会において、賛否以外の選択肢を持つ修正案も提出されるなど、全会一致ではなく、多様な県民の意思をあらわすことに対し配慮が欠けるものである。

県民投票条例は、第1条の目的から第14条の委任で構成されているが、普天間飛行場問題の原点である危険性の除去については全く明記されておらず、宜野湾市のど真ん中にある普天間飛行場の危険性や騒音問題等で長年苦しんでいる宜野湾市民が置き去りにされ、危険性の除去について県民の意思を示すものではない。

玉城康裕県知事は、県知事選挙について「県民が選挙で明確に示した辺野古反対の民意」と述べているにも関わらず、再度、民意を問うことに対し5億5,000万円の県民の税金をかけて県民投票を行うことは理解しがたい。

また、県民投票条例の制定を直接請求した「辺野古県民投票の会」の請求要旨や同会公式ホームページの「県民投票Q&A」においては、県民投票に基づき県知事が埋め立て承認を撤回すると、普天間飛行場の固定化につながる可能性があるといった最悪のシナリオについては全く触れておらず、強い憤りを禁じ得ない。

沖縄県に対しては、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去を行うため、現在中断している、国、県、宜野湾市で構成する普天間飛行場負担軽減推進会議及び同作業部会を早期

に再開することを強く求めるものである。

さらに現時点で石垣市議会、ご当地である宜野湾市議会が同様の意見書を提出しており、石垣市、宜野湾市、糸満市の3市が事務作業への態度を保留している。また12月7日うるま市議会、企画総務常任委員会は当局が提案した県民投票実施のための予算案を否決した。また12月10日には宮古島市議会、総務財政委員会は県民投票関連経費を削除した補正予算案を可決しているのが現状であり、県民投票条例の第1条の目的「県民の意思を的確に反映させること」は実質不可能であり、県民の民意を問うことは困難であると同時に、一定の政治的主義主張を、公費を使用し訴えることは断じて認められない。

よって本村議会は「辺野古米軍基地建設のための埋め立ての賛否を問う県民投票条例」に反対し、一日も早い普天間飛行場の危険性の除去及び閉鎖・返還を強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年12月12日

沖縄県渡嘉敷村議会

あて先

沖縄県知事 沖縄県議会議長

以上でございます。議員の皆さまのご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから発議第3号の採決を行います。

まず、本案に対する當山清彦議員の他1名から提出された意見書案について、起立によって採決を行います。

本案に賛成の方の起立を願います。

(起立3名)

賛成者3名、従って、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、平成30年渡嘉敷村議会第8回定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。従って、本定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定いたしました。

お諮りします。

本定例会会議に付された事件は全て終了いたしました。従って、会議規則第7条の規定のよって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。従って、本定例会は本日で閉会することに決定をいたしました。これで本日の会議を閉じます。

平成30年第8回渡嘉敷村議会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後2時43分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡嘉敷村議会議長

署名議員（議席番号5番）

署名議員（議席番号6番）